



えるぼし便り 【No.3】

令和3年8月30日発行



愛媛労働局
雇用環境・均等室



残暑の候、平素より労働行政への格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

6回の発行を予定している「えるぼし便り」の【No.3】です。

今回は労働者数101人以上300人以下の企業で女性活躍のための行動計画を策定し、届出に至るまでの**社内周知、外部公表、情報公表**についてご案内します。

届出
お待ちしております！！



社内外に公表することで期待できるメリット

●社内周知

方針、目標、取組等を会社全体で共有し女性活躍を進めていくことができます。

●外部公表、情報公表

同業他社の状況・行動計画等を検索、閲覧し、自社の取組のヒントとすることができるとともに、業界内・地域内での自社の位置づけを知ることができます。

自社の取組を学生や取引先、消費者等にアピールでき、イメージアップが図れます。

データベースで自社の取組状況を公表することで応募が増え、優秀な人材の確保につながります。※公表項目が多いほど関心が高くなります。



外部公表と情報公表はどう違う？！

社内周知	外部公表	情報公表
行動計画を社内に周知すること	行動計画を外部へ公表すること	自社の女性の活躍に関する情報を公表すること
★正社員のみならずパート、アルバイト、派遣社員等全ての労働者が対象	★計画期間ごとに更新 	★項目は自社の選択した項目：1項目以上（101人以上300人以下） ★おおむね年1回以上：更新時点を明記 ★最新数値の公表：古くとも公表時点の前々年度の数値

社内に周知・外部に公表

行動計画を策定した後は...
社内に周知 → 外部に公表の順番で行います

行動計画を社内に周知する

【周知の方法】

- ★事業場の見やすい場所への掲示
- ★書面での配布
- ★電子メールでの送付
- ★イントラネット（企業内ネットワーク）への掲載



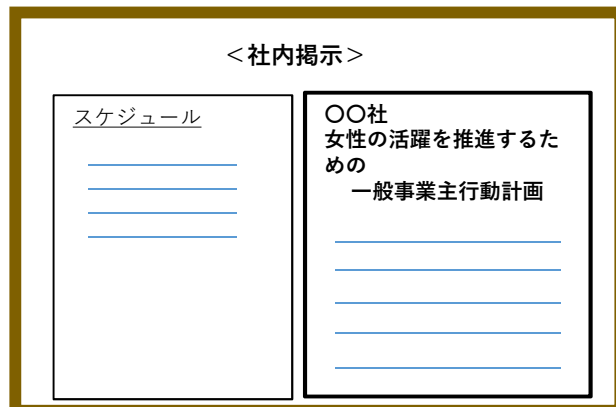
行動計画を外部へ公表する

【公表の方法】

- ★厚生労働省が運営する「女性活躍推進企業データベースへの掲載
- ★自社のホームページへの掲載など

※有料のものや会員登録制など、閲覧が制限されるサイトでの公表はNG！

（自社のホームページへの掲載も可能ですが、えるぼし認定の場合は「女性の活躍推進企業データベース」での掲載が必須です。）



データベースに情報を公表

行動計画の外部への公表や自社の女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」を是非ご活用ください。



女性活躍 データベース 検索



<女性の活躍推進企業データベース>

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマートフォン版も
あります

☆雇用均等指導員から

令和3年7月に「令和3年度 改正女性活躍推進法オンライン説明会」をソフトウェア「Zoom（ズーム）」により開催いたしました。ご参加いただいた事業場の皆様、策定に向けてご理解を深めていただけましたでしょうか？

雇用均等指導員は一般事業主行動計画の策定等に関するお問合せ、えるぼし認定に関するお問合せに対応しております。早めに自社の状況把握、課題分析に取り組み、ご不明な点はお問合せいただきますようお願いいたします。

